

【西照寺文書】 越中

一九四五

定

篠河村

一、當町市日毎月二日 四日 七日 十二日 十四日 十七日 可相立事。

一、押買、押賣停止事。

一、國質、所質不可取之。并對町人非分至申懸族者、搦取可注進事。

右條々於違犯之輩者、忽可處嚴科者也。仍如件。

天正拾四 八月十三日

(前田) 利勝 在判

八月十六日。前田利家、京に聚樂亭を造營せらるゝを以て、鹿島郡大吞郷より人夫を徴す。

【溫故足徴】

一九四六

於京都御屋敷被仰付、其普請ニ上候。北南之内より人夫三人申付、すき・鍬を持せ、來廿三日尾山にてそろひ候様ニ早々可越。若於延引者可爲曲事候。廿日か卅日之逗留に候。我らも近日上洛候へ共、其時は加州の人夫を可召伴候。今度は能州頼候也。

天正十四

八月十六日

(前田) 家 在印

大吞北南 百姓中

(この文書は前田利家が自己の邸第經營の爲に西上を要せしなりと解する者あり。然れども御屋敷被仰付といふが故に、聚樂亭助役の意なりと思はる。)

九月六日。鳳至郡阿岸村五郎左衛門等、本誓寺に、屋敷地を寄進す。

【本誓寺文書】 鳳至郡

一九四七

御開山様へ寄進申屋敷之事、阿岸村之内南谷之河原壹所并上之竹山、永代本誓寺御開山様寄進申所實正也。但さかいは、東はらんと、西はみやけ、みなみはせをかぎり、北式部殿之屋敷ぎり也。萬一子々孫々におゐて違亂申事雖有之、此證文次第に相違有間敷候。仍爲後日狀如件。

天正拾四年九月六日

あぎし 五郎左衛門 在印

本誓寺殿様まるる

みなみ こ 略押  
お こ 略押

九月廿一日。前田利勝、越中礪波郡埴生八幡宮に、六十俵の地を寄進す。

【護國八幡宮文書】 越中

一九四八

埴生村内六拾俵地、爲武運祈誓、當社八幡宮に令寄進畢、末代社納不可有相違狀、如件。

天正拾四 九月廿一日

(前田) 利勝 在判

埴生八幡宮

神主名代行春

九月廿一日。前田利勝、越中礪波郡埴生八幡宮に、制札を與ふ。

【護國八幡宮文書】 越中

一九四九

禁制

越中埴生八幡宮

一、於神林伐採竹木事。

一、社中武家人居住事。

一、社地有來之地堺非分申懸事。

一、社中に立入假初にも狼籍事。

一、於社中殺生事。

右條々堅令停止畢、若違犯之輩於有之者、可處嚴科者也。仍而如件。

天正拾四年九月廿一日

(前田) 利勝 在判

十月朔日。前田利家、山城石清水八幡宮に、鹿島郡飯川八幡村の内七十俵の地を安堵せしむ。

【石清水文書】 山城

一九五〇

八幡宮御神領七十俵、如前々於飯川八幡村爲寄進進置候。全可有寺務狀、仍如件。

天正十四 拾月朔日

(前田) 家 在判

八幡 法童坊

十月十二日。前田利次、越中礪波郡矢波村高德寺に、壹町五段の地を寄進す。

【永傳寺文書】 越中

一九五一

越中利波郡之内大矢部村を以壹町五段、爲灯明田令寄進候。全可有御寺領之狀如件。